

「私立学校振興助成法第 14 条の規定に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類の監査事項の指定及び届出に係る取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）

令和 4 年 3 月 3 日 3 生私行第 4293 号
(学校法人理事長あて東京都生活文化局私学部長通知)

私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定に基づき、経常費補助金を受ける学校法人で知事を所轄庁とするもの（同法附則第 2 条により、学校法人以外の私立学校の設置者を含む。）は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を知事に届け出ることとされ、同条第 3 項の規定に基づき、計算書類には公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告書を添付することとされています。

届出方法等については、別添の平成 28 年 3 月 31 日付け 27 生私行第 3683 号通知によりお示してきたところですが、このたび「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年 5 月 19 日公布）による公認会計士法の改正等を受けて、本通知 5（2）「届出方法等」を下記のとおり改めます。併せて、本通知に係る別添様式第 1 号及び第 2 号も変更（押印廃止）しますので、通知します。

記

5 計算書類の届出について

(2) 届出方法等

ア 計算書類は、学校法人会計基準の第一号様式から第十号様式（作成していないものを除く。）の順序とすること。

なお、単数の学校（2 以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置する学校法人においては、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表を省略することができる。

イ 公認会計士等の監査報告書の原本が紙媒体である場合には、表紙、公認会計士等の監査報告書（署名のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。） 監事の監査報告書（写しでよい。） アの計算書類、寄附行為に定める収益事業に係る計算書類（該当のある場合に限る。）の順にし、袋とじしたうえで届け出ること。

なお、計算書類の用紙は、日本産業規格 A 4 判に統一すること。ただし、資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び事業活動収支内訳表については、この限りではない。

- ウ 公認会計士等の監査報告書の原本が電子形式である場合には、表紙、公認会計士等の監査報告書（電子署名のあるものを必要とすること。）、監事の監査報告書、アの計算書類、寄付行為に定める収益事業に係る計算書類（該当のある場合に限る。）を一体の電子形式ファイルにして、電磁的方法で届け出ること。
- エ 届出に当たっては、理事長及び計算書類作成者の記名がある送付状（別添様式第1号）を添付すること。なお、計算書類等を電子形式で届け出する場合、送付状はそれらとは一体にせず別の電子形式ファイルとして電磁的方法により届け出ること。